

「環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件」等の一部改正案について

1 改正の趣旨

牛海綿状脳症（BSE）の国内での発生に伴い、平成13年10月1日、農林水産省において飼肥料用の肉骨粉等を含む飼肥料の製造・販売の一時停止を平成13年10月4日から行う旨を発表した。これに伴い、従来、飼肥料原料であった肉骨粉等について、廃棄物として処理することとなった。

これを受けて、環境省においては、製品として売れ残った肉骨粉が事業系の一般廃棄物であることを明らかにした。当該廃肉骨粉は廃棄物として処分する必要があるが、各市町村に対して協力を要請したものの、市町村の有する一般廃棄物処理施設だけでは十分な量の廃肉骨粉を処理することができないおそれがあった。

他方、セメント工場においては廃棄物の処理に協力が得られやすく、また、セメント工場の行程では、廃肉骨粉を助燃剤として焼却し、かつ残った灰がセメント原料となることから、セメント工場においては当該廃肉骨粉を安全かつ円滑に処理しうるものであるが、廃棄物処理法上、廃棄物の処理には処理施設毎に処分業の許可及び廃棄物処理施設設置許可が必要となる。

そこで、セメント工場において、廃肉骨粉を迅速に処理するため、廃棄物処理法に基づく特例措置（再生利用認定制度）を時限的に設けてきたところである。具体的には、廃肉骨粉の円滑な処理を促進するために、セメント工場において廃肉骨粉の再生利用を行うこととし、「環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件」（平成13年10月環境省告示第55号）（廃肉骨粉を追加）及び「廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準」（平成13年10月環境省告示第56号）の制定を行い、当該廃肉骨粉のセメント工場における再生利用を図るための特例を追加した。

当初は、当該特例措置を講ずる期間がどの程度必要であるかが不明であったことから、2年間に限り特例措置を講ずることとしていたが、その後も廃肉骨粉の利用規制が緩和されず、一般廃棄物焼却施設だけでは廃肉骨粉の円滑な焼却処理が困難となると考えられ、引き続き特例措置を講ずる必要が生じたことから、これまで5回の告示改正を行い、失効時期を順次延長してきた。

また、平成16年6月には、「環境大臣が定める産業廃棄物の一部を改正する件」（平成16年6月環境省告示42号）等を制定し、一般廃棄物である廃肉骨粉同様、産業廃棄物である廃肉骨粉も、特例措置として、再生利用認定制度の対象とした。

これについても、当初は、当該特例措置を講ずる期間がどの程度必要であるかが不明であったことなどから、1年6月に限り特例措置を講ずることとしていたが、その後も、肉骨粉に係る利用規制が緩和されず、引き続き特例措置を講ずる必要があったことから、一般廃棄物の肉骨粉に係る再生利用認定の特例が延長されることに合わせて、その期間を延長してきたところである。

食品安全委員会は、本年5月に公表した「プリオン評価書（牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品影響評価②）」において、廃肉骨粉の利用規制について「生産された反すう動物由来肉骨粉は、セメント工場でセメントに加工利用されるか、廃棄物処理工場等で焼却されており、国内に流通していない」とし、「BSE発生を制

御するための日本の飼料規制等が、極めて有効に機能している」とした上で、「飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後BSEが発生する可能性はほとんどないものと考えられる」としている。すなわち、廃肉骨粉の飼料への利用等については引き続き制限される必要がある旨の評価がなされた。したがって、引き続き廃肉骨粉のセメント工場での円滑な処理を図る必要がある。

また、上記「プリオン評価書」において、生残している高齢牛（平成14年1月以前に出生した牛）の中に、極めて低い確率とはいえ、BSEに感染している牛が残っている可能性があることは完全に否定できない、との評価が行われた。当該高齢牛は現時点で約95千頭飼養されているが、5年後（平成30年度末）には9千頭（現時点の約1/10）まで減少すると見込まれる。

このような状況にかんがみ、今般、上記廃肉骨粉の再生利用認定制度に係る告示の失効の時期を平成31年3月31日まで延長するものである。

2 改正の内容

下記3件の告示の失効の時期をそれぞれ平成31年3月31日まで延長することとする。

- ・環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件（平成13年10月環境省告示第55号）
- ・廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成13年10月環境省告示第56号）
- ・環境大臣が定める産業廃棄物の一部を改正する件（平成16年6月環境省告示42号）

3 今後の予定

平成26年2月中に公布（公布日施行）

【参考】処理の現状について

セメント工場における廃肉骨粉の処理について再生利用認定制度の対象としており、平成24年度において焼却処分した廃肉骨粉9.7万トンのうち62%以上がセメント工場において再生利用されているという状況。

これは廃肉骨粉が、セメント工場において高温焼成を行なうための材料として需要が高いこと、かつ、その生じた灰についても、一般廃棄物処理施設と異なり焼却灰をそのままセメントの原材料として利用されるため二次廃棄物が発生しないというメリットもあること等による。